

付表5-3 控除対象仕入税額等の計算表

簡易

課税期間	・ ・ ・ ~ ・ ・ ・	氏名又は名称	
------	---------------	--------	--

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

項目	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
課税標準額に 対する消費税額 ①	(付表4-3の②A欄の金額) 円	(付表4-3の②B欄の金額) 円	(付表4-3の②C欄の金額) 円
貸倒回収に 係る消費税額 ②	(付表4-3の③A欄の金額)	(付表4-3の③B欄の金額)	(付表4-3の③C欄の金額)
売上対価の返還等 に係る消費税額 ③	(付表4-3の⑤A欄の金額)	(付表4-3の⑤B欄の金額)	(付表4-3の⑤C欄の金額)
控除対象仕入税額の計算 の基礎となる消費税額 (① + ② - ③) ④			

II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額

項目	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
④ × みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%・40%) ⑤	※付表4-3の④A欄へ 円	※付表4-3の④B欄へ 円	※付表4-3の④C欄へ 円

III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

項目	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)	売上 割合
事業区分別の合計額 ⑥	円	円	円	
第 一 種 事 業 (卸売業) ⑦			※第一表「事業区分」欄へ	%
第 二 種 事 業 (小売業等) ⑧			※ "	
第 三 種 事 業 (製造業等) ⑨			※ "	
第 四 種 事 業 (その他) ⑩			※ "	
第 五 種 事 業 (サービス業等) ⑪			※ "	
第 六 種 事 業 (不動産業) ⑫			※ "	

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

項目	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
事業区分別の合計額 ⑬	円	円	円
第 一 種 事 業 (卸売業) ⑭			
第 二 種 事 業 (小売業等) ⑮			
第 三 種 事 業 (製造業等) ⑯			
第 四 種 事 業 (その他) ⑰			
第 五 種 事 業 (サービス業等) ⑱			
第 六 種 事 業 (不動産業) ⑲			

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 課税売上げにつき返品を受け又は値引き・割戻しをした金額(売上対価の返還等の金額)があり、売上(収入)金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、⑥から⑱欄には売上対価の返還等の金額(税抜き)を控除した後の金額を記載する。

(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細

イ 原則計算を適用する場合

控除対象仕入税額の計算式区分	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
$\left[ \frac{\text{④} \times \text{みなし仕入率}}{\text{⑬}} \right] \text{⑳}$ $\left[ \frac{\text{⑭} \times 90\% + \text{⑮} \times 80\% + \text{⑯} \times 70\% + \text{⑰} \times 60\% + \text{⑱} \times 50\% + \text{⑲} \times 40\%}{\text{⑬}} \right]$	円	円	円

ロ 特例計算を適用する場合

(イ) 1種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
$(\text{⑦C} / \text{⑥C} \cdot \text{⑧C} / \text{⑥C} \cdot \text{⑨C} / \text{⑥C} \cdot \text{⑩C} / \text{⑥C} \cdot \text{⑪C} / \text{⑥C} \cdot \text{⑫C} / \text{⑥C}) \geq 75\%$ $\text{④} \times \text{みなし仕入率} (90\% \cdot 80\% \cdot 70\% \cdot 60\% \cdot 50\% \cdot 40\%)$	円	円	円

(ロ) 2種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
第一種事業及び第二種事業 $(\text{⑦C} + \text{⑧C}) / \text{⑥C} \geq 75\%$ $\text{④} \times \frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑭}) \times 80\%}{\text{⑬}}$	円	円	円
第一種事業及び第三種事業 $(\text{⑦C} + \text{⑨C}) / \text{⑥C} \geq 75\%$ $\text{④} \times \frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑭}) \times 70\%}{\text{⑬}}$	円	円	円
第一種事業及び第四種事業 $(\text{⑦C} + \text{⑩C}) / \text{⑥C} \geq 75\%$ $\text{④} \times \frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑭}) \times 60\%}{\text{⑬}}$	円	円	円
第一種事業及び第五種事業 $(\text{⑦C} + \text{⑪C}) / \text{⑥C} \geq 75\%$ $\text{④} \times \frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑭}) \times 50\%}{\text{⑬}}$	円	円	円
第一種事業及び第六種事業 $(\text{⑦C} + \text{⑫C}) / \text{⑥C} \geq 75\%$ $\text{④} \times \frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑭}) \times 40\%}{\text{⑬}}$	円	円	円
第二種事業及び第三種事業 $(\text{⑧C} + \text{⑨C}) / \text{⑥C} \geq 75\%$ $\text{④} \times \frac{\text{⑮} \times 80\% + (\text{⑬} - \text{⑮}) \times 70\%}{\text{⑬}}$	円	円	円
第二種事業及び第四種事業 $(\text{⑧C} + \text{⑩C}) / \text{⑥C} \geq 75\%$ $\text{④} \times \frac{\text{⑮} \times 80\% + (\text{⑬} - \text{⑮}) \times 60\%}{\text{⑬}}$	円	円	円
第二種事業及び第五種事業 $(\text{⑧C} + \text{⑪C}) / \text{⑥C} \geq 75\%$ $\text{④} \times \frac{\text{⑮} \times 80\% + (\text{⑬} - \text{⑮}) \times 50\%}{\text{⑬}}$	円	円	円
第二種事業及び第六種事業 $(\text{⑧C} + \text{⑫C}) / \text{⑥C} \geq 75\%$ $\text{④} \times \frac{\text{⑮} \times 80\% + (\text{⑬} - \text{⑮}) \times 40\%}{\text{⑬}}$	円	円	円
第三種事業及び第四種事業 $(\text{⑨C} + \text{⑩C}) / \text{⑥C} \geq 75\%$ $\text{④} \times \frac{\text{⑯} \times 70\% + (\text{⑬} - \text{⑯}) \times 60\%}{\text{⑬}}$	円	円	円
第三種事業及び第五種事業 $(\text{⑨C} + \text{⑪C}) / \text{⑥C} \geq 75\%$ $\text{④} \times \frac{\text{⑯} \times 70\% + (\text{⑬} - \text{⑯}) \times 50\%}{\text{⑬}}$	円	円	円
第三種事業及び第六種事業 $(\text{⑨C} + \text{⑫C}) / \text{⑥C} \geq 75\%$ $\text{④} \times \frac{\text{⑯} \times 70\% + (\text{⑬} - \text{⑯}) \times 40\%}{\text{⑬}}$	円	円	円
第四種事業及び第五種事業 $(\text{⑩C} + \text{⑪C}) / \text{⑥C} \geq 75\%$ $\text{④} \times \frac{\text{⑰} \times 60\% + (\text{⑬} - \text{⑰}) \times 50\%}{\text{⑬}}$	円	円	円
第四種事業及び第六種事業 $(\text{⑩C} + \text{⑫C}) / \text{⑥C} \geq 75\%$ $\text{④} \times \frac{\text{⑰} \times 60\% + (\text{⑬} - \text{⑰}) \times 40\%}{\text{⑬}}$	円	円	円
第五種事業及び第六種事業 $(\text{⑪C} + \text{⑫C}) / \text{⑥C} \geq 75\%$ $\text{④} \times \frac{\text{⑱} \times 50\% + (\text{⑬} - \text{⑱}) \times 40\%}{\text{⑬}}$	円	円	円

ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額

項目	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
選択可能な計算式区分(⑳、㉑)の内から選択した金額 ㉒	※付表4-3の④A欄へ 円	※付表4-3の④B欄へ 円	※付表4-3の④C欄へ 円

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

## 「控除対象仕入税額等の計算表」

### 1 提出すべき場合

この付表は、簡易課税制度を選択しており、かつ、基準期間の課税売上高が 5,000 万円以下となる事業者が、消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書（簡易課税用）（以下「申告書（簡易課税用）」といいます。）を作成する場合に使用し、申告書（簡易課税用）に添付して提出してください。

### 2 記載要領等

- (1) 金額の計算においては、1 円未満の端数を切り捨てます。
- (2) 課税売上げにつき返品を受け又は値引き・割戻しをした金額（売上対価の返還等の金額）があり、売上（収入）金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、⑥から⑫欄には売上対価の返還等の金額（税抜き）を控除した後の金額を記載します。